

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：一般旅客定期航路事業の許可
- ② 手続根拠：海上運送法第3条
海上運送法施行規則第2条
- ③ 手続対象者：一般旅客定期航路事業を営もうとする者
- ④ 提出時期：運航開始前（標準処理期間1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月））
- ⑤ 提出方法：次に掲げる事項を記載した申請書を作成し、航路の拠点を管轄する地方運輸局等へ提出
- ・住所及び氏名（法人にあつてはその住所、名称及び代表者の氏名）
 - ・事業計画（次の(1)～(3)に係る事項）
 - (1) 航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離（要航路図）
 - (2) 使用旅客船（予備船を含む）の明細
 - (3) 係留施設、水域施設、陸上施設、その他の輸送施設の概要
 - ・船舶運航計画（指定区間を含む航路において事業を営む場合に限る。他の一般旅客定期航路事業の場合は届出）（次の(1)～(5)に係る事項）
 - (1) 運航日程
 - (2) 運航時刻
 - (3) 旅客、手荷物、小荷物、自動車（自動車航送をする場合に限る。）及び貨物（貨物運送をする場合に限る。）の使用旅客船ごとの最大搭載数量
 - (4) 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季
 - (5) 運航開始予定期日
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類：・次に掲げる事項を記載した書類
- (1) 法第4条各号に規定する基準に適合する旨の説明
 - (2) 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画
 - (3) 安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

(4)航路損益見込計算書（指定区間において事業を営む場合に
限る。）

- ・申請者（申請者が法人である場合は、その役人）が法第5条
第1号及び第2号に該当しない旨の宣誓書
- ・申請者が法人である場合は、その定款、登記事項証明書並び
に最近1年間の損益計算書及び貸借対照表

⑧申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

⑨記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

①提出先：北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

②受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③相談窓口：管轄地方運輸局等

3. 手続情報

①審査基準：海上運送法第4条

②標準処理期間：1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月）

③不服申立方法：行政不服審査法の規定による